

書式 32-2：購入契約約款（単価契約）

購入契約約款（単価契約）

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この購入契約約款（以下「約款」という。）及び別冊の仕様書等（仕様書及びこれらを補足する書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（注文書、約款及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、注文書記載の物品（以下「物品」という。）を注文書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者に引渡すものとし、発注者は、その引き渡された物品に相応する代金（以下「納入代金」という。）を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（契約の変更及び解除）

- 第2条 発注者は、必要があるときは、契約の変更又は解除をすることができる。ただし、契約の変更又は解除により受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、やむを得ない理由があるときは、契約の変更又は解除を請求することができる。ただし、契約の変更又は解除により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、前2項の契約の解除が相手方の責によるもの場合には、相手方に損害の賠償を請求することができる。
- 4 契約の変更又は解除に伴い、発注者が損害の賠償金を受領する場合には、発注者が受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

（物品の納入依頼）

- 第3条 発注者は、この契約に基づき物品の納入を依頼するときは、受注者に対し、物品の品名、規格・寸法等、数量、納入代金、納入場所及び納入期限等を指定して依頼するものとする。
- 2 受注者は、前項の納入依頼を受けたときは、発注者が指定した条件に従い、物品を納入しなければならない。

（受注者の請求による納入期限の変更）

- 第4条 受注者は、その責めに帰することができない事由により前条第1項の規定により発注者が指定した納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に対し納入期限の延長を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められる

ときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、納入代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(検査及び引渡)

第5条 受注者は、物品を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、通知を受けた日の翌日から14日以内に検査を行い、検査に合格しない場合は速やかに受注者に通知しなければならない。
- 3 検査に合格した場合においては、合格した日をもって発注者にその目的物を引渡すこととする。
- 4 検査に合格しない場合においては、受注者は、発注者が指定する期日までに履行の追完をして、再検査を受けなければならない。ただし、このために納入代金を増額し、又は納入期限を変更することはできない。
- 5 前3項の検査に要する一切の費用は、特に定める場合を除き、すべて受注者の負担とする。

(納入代金の支払い)

第6条 受注者は、前条の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは、原則として月ごとにとりまとめ、納入代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項により請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に納入代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)をすることができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 発注者は、引き渡された物品に関し、第5条の規定による引渡し(以下「引渡し」という。)を受けた日の翌日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした請求等をすることができない。
- 3 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知の翌日から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法及び商法の定めるところによる。
- 7 商法第526条第2項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

（遅延損害金）

第8条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を完納することができないときは、遅延損害金を請求することができる。この場合の請求額は、納入代金につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（遅延利息）

第9条 発注者及び受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を相手方の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に相手方が指定する期限の日の翌日から当該金額の支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額を請求することができる。

（異議の申立）

第10条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その事由を明示し、書面をもって発注者に対して異議の申立をすることができる。

- 一 発注者の指示に著しく不相当と認められる行為があったとき。
 - 二 正当な事由なしに、発注者が受注者の求めに応じてこの契約に基づく検査を行わず又は指示等を与えないとき。
- 2 発注者は、前項の異議の申立を受けたときは、それを受理した日の翌日から起算して30日以内にその異議に対する決定をし、受注者に通知しなければならない。

(補則)

第 11 条 この契約に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。